

○農業の多面的機能維持・発揮のための支援

●中山間地域等直接支払制度

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するために交付金を交付します。農業振興地域において、1ha以上の一団の農地及び一定水準以上の傾斜がある農地が対象となり、地域の共同活動により5年間の継続した活動を実施することが条件となっています。

なお、申請にあたりその他にもいくつか条件がございますので、農業振興課までご相談ください。

・田			
	21,000 円／反	傾斜	1 / 20 以上
	8,000 円／反	傾斜	1 / 100 以上
・畑			
	11,500 円／反	傾斜	15° 以上
	3,500 円／反	傾斜	8° 以上

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興係 (☎0597-89-4111 内線 483)

●多面的機能支払交付金

地域の共同活動による水路や農道などの農業施設及び農地の管理活動に対して交付金を交付します。農業振興地域が対象となり、地域の共同活動により5年間の継続した活動を実施することが条件となっています。

なお、申請にあたりその他にもいくつか条件がございますので、農業振興課までご相談ください。

① 農地維持支払	田：3,000 円／反	畑：2,000 円／反
② 資源向上支払（共同活動）	田：2,400 円／反	畑：1,440 円／反
③ 資源共同支払（長寿命化）	田：4,400 円／反	畑：2,000 円／反

※①、②及び③を一緒に取組む場合は、②の単価は75%となります。

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興係 (☎0597-89-4111 内線 483)